

障害者自立支援法案に対し慎重審議を求める件

障害者に対する施策は、かつての措置制度から平成 15 年 4 月に支援費制度へと変わり、障害者自らがサービスを選択し、自己決定に基づく契約により、サービスを利用する制度となりました。しかしながら、この制度では、市町村が、居宅介護支援など生活ニーズに合わせたサービス支給量を決めるべきところを、国の市町村に対する財政支援の都合などから、なお課題を残しているところです。

そのような現状の中、制度改正として「障害者自立支援法案」が今国会に提案されています。法案では、身体・知的・精神の 3 障害の福祉施策の一元化が図られるという点では評価できるものの、逆に障害者がこれまで地域内での取り組みの中で、拡充してきた自立生活の後退が懸念される内容も盛り込まれております。

そのため、低所得者層へのより一層の配慮をし、当事者意見を反映できるしくみを確保し、就労支援施策をさらに充実させるなど十分留意する必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、障害者の懸念の声に真摯に耳を傾け、地域生活の実情を踏まえ、慎重に審議するよう、強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 24 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 柳橋邦彦